

第13回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 平成29年11月20日(月) 午後2時27分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 8名
- | | | | |
|-------|------|----|------|
| 委員 長 | 高田保則 | 委員 | 宮澤一照 |
| 副委員 長 | 佐藤栄一 | 〃 | 阿部幸夫 |
| 委員 | 渡辺幹衛 | 〃 | 小嶋正彰 |
| 〃 | 岩崎芳昭 | 〃 | 堀川義徳 |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 0名
- 6 職務出席者 2名
- | | | | |
|-----|-----|-------|------|
| 議 長 | 植木茂 | 副 議 長 | 横尾祐子 |
|-----|-----|-------|------|
- 7 説 明 員 0名
- 8 事務局員 3名
- | | | | |
|-------|------|-----|------|
| 事務局 長 | 岩澤正明 | 主 事 | 齊木直樹 |
| 庶務係 長 | 池田清人 | | |
- 9 件 名
- 1) 平成29年第7回妙高市議会定例会の運営について
 - 2) 全員協議会報告事項
 - 3) 議長からの諮問（議会改革に関する特別委員会）に対する協議について
 - 4) 議会運営委員会先進地調査について
 - 5) 文書による欠席届の提出について
 - 6) その他

○委員長（高田保則） ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

議長。

○議長（植木茂） 皆さん大変御苦勞様でございます。12月定例会の運営についての協議を一つよろしく願いしたいと思います。また、今回、議会改革に関する特別委員会に関し諮問させていただきました。そのことにつきましても、本日協議をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

1) 平成29年度第7回妙高市議会定例会の運営について

○委員長（高田保則） 皆さんの所に議会運営委員会の次第がありますが、平成29年第7回妙高市議会定例会の運営についてを議題とします。①会期について、②会期日程について一括して事務局の説明を願います。局長。

○事務局長（岩澤正明） 最初に別添3、4ページの付議予定案件をご覧ください。今定例会に上程される案件になります。まず条例関係は、8件あります。

議案第 75 号妙高市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例議定についてですが、育児を行う職員に認めていた早出遅出勤務の規定について、要介護者を介護する職員に対しても拡大するものであります。

議案第 76 号妙高市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例議定については、児童福祉法及び地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、養子縁組里親の法定化に合わせた改正を行うほか、非常勤特別職の育児休業に例外的期間拡大を規定するものです。

議案第 77 号妙高市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例議定についてですが、消防団員数の減少傾向を踏まえ、団員定数の見直しを行うほか、処遇改善として報酬の見直しを行うものです。

議案第 78 号妙高市特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例。これは新たに制定するものなのですが、特定防衛施設周辺整備調整交付金を、計画的に事業の財源に充当するため、新たな基金を設置するものです。

議案第 79 号妙高市立保育園条例及び妙高市立認定こども園条例の一部改正です。和田保育園の新築移転に伴い、用途を保育所から認定こども園に移行するため、「和田保育園」を保育園条例から削除し、「和田にじいろこども園」として新たに認定こども園条例に加えるもの。そのほか、斐太南保育園の入園希望者の増加に対応するため定員を増員すること、保育料の徴収に係る引用法が変更されたことから保育園条例を改正するものです。

議案第 80 号妙高市手数料条例の一部改正については、介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定・更新の際の手数料を規定するものです。

議案第 81 号妙高市妙高高原観光案内所条例については、現在妙高高原駅前に整備しています観光案内所について、公の施設として条例に位置付けるためのものです。

議案第 82 号妙高市ガス供給条例の一部改正については、一般住宅の新築、建替え、それと新築時における子育て世帯への新たなガス料金割引制度を規定するものです。

次に、指定管理者関係は 8 件あります。議案第 83 号から議案第 90 号までです。主に平成 30 年 3 月 31 日に指定管理期間が終了するもので、4 月 1 日から再指定をしたいものです。なお、議案第 85 号につきまして、その中に池の平スポーツ広場というものがありますが、これは 9 月定例会で条例が議決されて、新たに公の施設となったものですが、これにつきましては新たに 4 月から指定管理施設にしたいというものであります。

続きまして、補正予算関係は 3 件になります。3 ページの一番下のほうになります。議案第 91 号一般会計補正予算（第 5 号）。主なものとしましては、先ほど説明いたしました特定防衛施設周辺整備調整交付金を原資とした基金造成のための補正予算、それとマイナンバーの関係のプログラム変更に対応するため、障がい者福祉・児童福祉システムの改修と、国民健康保険・介護保険システムの改修経費について繰り出すもの、そのほか妙高高原駅前観光案内所施設のオープンに伴う施設の維持管理経費、台風による各災害復旧工事費の増額を主な補正要因としているものであります。

次に議案第 92 号につきまして、国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）になります。先ほど一般会計でも説明した社会保障・税番号制度情報連携システムのプログラム変更に対応するため、システムの改修を行うもの。

議案第 93 号介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましてもマイナンバーのシステムのプログラム変更に対応するため、介護保険システムの改修を行うものであります。

続きまして、4 ページのほうをお開きください。人事案件は 18 件となります。議案第 94 号から議案第 110 号は、農業委員会委員の任命同意です。農業委員会の選出方法が公選制から市議会の同意を要件とする市長の任命制に改められたことから、現委員の任期満了に伴い後任委員について議会の同意を求めるものです。

最後、諮問第 4 号になります。人権擁護委員候補者推薦に対する意見について、上野圭子さんが平成 30 年 3 月 31 日に任期満了となるため、後任委員について議会の意見を得るため諮問するものであります。実質的には議会の

同意であります。法務省に推薦するにあたり議会の意見を付すものとされております。以上が今定例会の付議予定案件です。すみませんがレジメ1ページに戻ってください。①の会期について説明いたします。告示が11月22日となります。召集は11月30日です。付議予定案件はただいま説明したとおり全部で37件あります。これらの審議のため、本会議4日、委員会3日とその間の休会含めて合計16日が必要であり、会期は11月30日から12月15日までの16日間としたいものであります。次に、この会期16日間を前提とした、②会期日割りについてです。5ページ日割り表案をご覧ください。11月30日は10時開会、先に全員協議会を開催予定です。なお、全員協議会の開始時間につきましては、後ほど協議願いたいと思っております。本会議はまず提案説明があり、それに対する3回以内の総括質疑、その後委員会付託となります。12月5日、6日は10時より一般質問です。8日、週明けの11日、12日は委員会です。各委員会順はこのあと委員長間にて御協議願います。

次に、最終日15日です。当初、開始時間を10時からとし、御連絡申し上げていたところですが、当日はスキー場の安全祈願祭が午前中に開催され、議長、産経委員長、地元議員、市長も出席することから、午後1時から本会議を開催することとし、変更をお願いしたいと思っております。

最終日、各委員長報告、質疑の後、討論、採決となります。また、人事案件は提案説明、質疑、採決となります。人事案件については、慣例により即決ということになっております。欄外に記載のとおり一般質問締切りは、初日3日前11月27日、月曜正午であります。以上①と②について説明いたしました。

○委員長（高田保則） ただいま説明ありましたが、11月22日告示、11月30日召集、付議予定案件は37件。この審議のために合計16日間を要するというので、会期11月30日から12月15日までの16日間としたいものであります。16日間の会期を前提とした日割りについては別紙のとおり説明がありました。

委員会審査の順番については、後ほど決めたいと思います。

①の会期と、②の会費日割りについて何か御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） ①会期、②会期日割りについてはただいま説明のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認め、会期と日割りについてはこのように決定します。

次に日割りのうち、委員会審査の順番について委員長間で御協議をいただきたいと思いますが、しばらく休憩とります。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時40分

○委員長（高田保則） 休憩をといて会議を続けます。調整の結果8日は総務文教委員会、11日は建設厚生委員会、12日は産業経済委員会ということに決定されました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認め、委員会日程についてはこのように決定されました。

○委員長（高田保則） 次に一般質問の通告締切りが11月27日正午でございますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認め通告締切りについては、このように決定します。なお、一般質問の日程割り振りについては原則として通告順ということになりますので、議会運営委員会は開催せず委員長にご一任いただくことでよろしいでしょうか。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認め、質問の割り振りについては、このように取り扱います。

○委員長（高田保則） 次に③議事日程と④追加予定議案について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） ③議事日程と④追加予定議案について説明いたします。レジメ6、7ページをご覧ください。

議事日程第1号は、11月30日10時からとなります。日程第1から第3については、記載のとおりであります。

第4、閉会中における委員会調査報告であります。これは各委員長報告になります。以後説明する日程第5から第11まではいずれも市長の提案説明、所管委員会以外の議員の議案ごとの3回までの総括質疑ができるということ、その後の委員会付託となります。日程は所管委員会ごとにまとめてあります。

第5は、議案第75号から79号までの5件は、総務文教委員会への付託となります。第6、議案第80号は建設厚生委員会へ付託となります。7ページにいきまして、第7、議案第81号と82号の2件は、産業経済委員会へ付託となります。第8、議案第83号から87号までの5件、総務文教委員会へ付託となります。第9、議案第88号と89号の2件は、建設厚生委員会への付託となります。第10、議案第90号、産業経済委員会への付託となります。第11、議案第91号から93号まで補正予算3件について、91号の一般会計についてはそれぞれ3委員会へ分割して付託されます。92号、93号は建設厚生委員会へ付託となります。続いて日程第2号、12月5日本会議一般質問になります。続いて日程第3号、12月6日引き続き本会議一般質問です。

一般質問の通告人数によっては、この日は休会になる可能性があります。また、質問の割り振りについては先ほど委員長に一任されております。続いて日程第4号、12月15日本会議最終日ですが、付託案件については、各委員長の報告、質疑、討論、採決となります。

次に、人事案件になります。まず、農業委員会委員の任命同意について、それと人権擁護委員の候補者推薦の議案になります。ここで、レジメ2ページのほうにお戻りください。人事案件の説明をしたいと思っております。2ページ上の四角で囲んであるところをご覧ください。農業委員会委員の任命同意についてです。今回から、市長が任命するにあたり、議会の同意を求めることになっております。そこで、この議案の審議、表決方法、採決方法を議運で協議いただきたいと思っております。

まず、議案については、一人一人が同意を受ける必要があることから、個人ごとの議案となっております。人事案件の慣例により、最終日の提案となります。なお、同じ内容の議案が17件あることから、一括提案し、市長の提案説明も一括とします。その後、質疑を行い、質疑終了後、議案ごとに採決を行います。なお即決のため、質問回数、所管委員会制限なしでお願いしたいと思っております。採決についてなんですが、簡易採決がよいのではないかと考えております。これは、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員が簡易採決としていること、また、件数が17件と多く、無記名投票で行くと2時間以上かかってしまうということで、効率的な議会運営という面から簡易採決としたいものです。

次に、人権擁護委員候補者推薦に対する意見については、今までどおり提案説明、質疑、採決となります。これも即決のため、質問回数、所管委員会制限なしでお願いしたいと思っております。採決は、簡易採決となります。以上③議事日程を説明しました。④追加予定議案については、今のところありません。以上です。

○委員長（高田保則） ただいま③議事日程と、④追加予定議案について説明がりましたが、これらについて、特に農業委員会委員の任命同意について、御意見等がありましたらお願いします。

堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 農業委員会今回初めて、我々の議決がいるということで、17件各地域から、副市長をトップとする選定委員の方々と、選定されてきたということで、私だったら和田地域、誰々というふうにわかりますので、あれなんですが、ほかの地域ってなかなかどういう人かわからないと思うので、この簡易採決、その人に対して反

対であれば立たないというような形の簡易採決で私はいいと思います。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 簡易採決については「異議なし」ということで、議長の方が異議あるか、ないかということで、1人ずつ採決をとるので、起立採決であるとか、挙手採決とかそういうものではなくて、簡易に議長が異議あるか、ないかということで採決していくものであるので、起立とかそういうものは予定していません。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 事務局長に聞いていいのかわからんけどさ、17人かね、地元の人のいろんな話を聞くと、17人をだいたい上回っているという話が出たのだけど、さっきの選定委員会で副市長を頭にすると、そこでふるい落とされているんだわね、その過程がわかりますか。円満に調整できたんですか。それとも、もやもや残したままだと、今までは立候補すればよかったんだけど、今度そんなわけにいかないからね。どんな状況かっていうのわかりますか。概略でもいいです。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） さっき、市長とトップと言ったのですが、副市長ですね。3名オーバーのところを決定したということですが、点数化なりされて決定されたというところまでは概略聞いているんですが、それ以上は聞いておりません。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 今、局長おっしゃったのね、選ぶのにあたってね、点数化とか。

[「評価ですか」と言う者あり]

○宮澤委員（宮澤一照） 評価。そういうような過程がね、知らないで、やっぱり我々だって、はいそうですというわけにはいかないと思うんですよ。その辺の過程はしっかりとしたいほうがいいと思うんですよ。今後ね。市長の指名でということになれば、その辺の答えはなかったんですか、そういうのは。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） ただいまの選定につきましては、市長が選定するということでありますし、選定されてきた委員さんについての議会の任命同意、どうするかというところでありますので、詳細な過程については私らは聞いてないんですけども、市長が提案説明するにあたって、そのような過程を提案説明の中に入れてもらうとか、そういうことはできるのではないかと考えております。

○岩崎委員（岩崎芳昭） この前の議会のときに条例提案されたんですが、その時に選考、いわゆる定数を超えた場合の選考については、選考結果は公表するとかいう話も聞いたんですが、そこら辺どうなのでしょう。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） そこまでは承知しておりませんが、公募された23人については、ホームページ上では公表されておりまして、議案が来れば逆の意味で3名誰が落ちたかというのはわかるころだと思いますし、20人のうちどんな人かというのは、議案の中にももちろん今までの人事案件と同じように資料はつけてくるということになっております。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） これね、ほかの新潟県の中ではね、こういうことの平等性の確保、公平性にちょっと、市長の息がかかったとか、市長の推薦事項になってくるということになって、非常に偏る部分が出てくるということで、市長のほうの提案で例えば公選制にするとか、そういうことがこの前新聞書かれていたと思うんですよ。そういうの含めても、やっぱり公平性というのはどのようになっているかということが、やっぱり我々わからないと審査ってできないんじゃないかなと思うんですよ。これに対して異議がありますか、異議ないですかって、仮にこれ異

議があった場合どうなるかとかさ、その辺どう審査して、どこまでの履歴が出ているのかとかね、そういうのどうやって審査するかとか、非常に今ここで局長と話してもしょうがないと思うんですよ。やっぱりそういうことを本当に審査するということになれば、ここに副市長か誰か呼んできて、どのような過程なのか、まず聞くべきだと思うんですけど、その辺どうでしょう。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） そこまでは、今考えておらないんですが、初日に議案配付されるものですし、そこの中から先ほど宮澤委員さんが先ほどおっしゃったとおり、市長の息がかかっている人がいるんじゃないかとか、そのようなものを議員さんの方でチェックするのが、この選任同意の意味だと思いますので。

〔「任命同意です」と言う者あり〕

○事務局長（岩澤正明） 任命同意の意味だと思いますので、それぞれ委員さん地区から、地区のこともわかったり、それは余計な話ですけども、議員さんの目から見ていただいて。

〔「それが見れないから、言ってんじゃない。どうやって見るかって。」と言うものあり〕

○事務局長（岩澤正明） 資料の中から、判断してもらうということになるかと思います。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） それはね、局長、俺らに見ろという、その資料だけ、その一括に、そのときにね、これはどうなっているかなんて、わかるわけがない。あんたわかります、それ。あんた議員だと思って、それ見たときにわかりますか。わからんぞ、それ。だから、ある程度の審査、これすごい大事だと思いますよ。この農業委員会、今まではね、公選制で選挙で選ばれてきた人たちだと思うし、農業委員会でもやっていた部分だと思うし、それ我々が同意ってということで、この市長の指名っていうことになってきた段階になって、我々だってこれに対しては真剣に取り組まなければいけない部分だと思うんですよ。その辺の審査というのが重要だと思うんですよ。その辺の流れから言って、今の議運の中で「はいそうですか」なんて私はちょっと言えないよね。その辺どうですか。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 私、ちょっと先ほどの説明でちょっと間違っていたかもしれないんですが、議案につきましては告示の日に議案配付されます。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） この農業委員会と、今回もう1つ農地適正化っていうこれ、議会の承認いらぬんでその後17名ほどいるんですが、私が聞きたいのは、局長には選考過程がどうだったかというのは無理だと思うんですよ。結局、我々はこの人でいいですかということに対して、だめかだめじゃないかしか聞けない今状態なんだけど、その前にその選考過程は、公平だったんですかっていうようなのを聞く場所っていうのは、その選考過程について聞く場所っていうのは、どっかであるかという、恐らくホームページで私も全部チェックしましたが、誰から推薦もらっている、どの団体から推薦もらっている、過去にどういった農業経験があるっていうのを全部やっているの、恐らく執行部側の説明としては、その地域にあった耕作放棄地を少しでも減らすためのどうのこうのという基準があって、それに適合した人ですってというようなことを説明すると思うんですけど、果たして本当にそれがどうなのかというのを聞く場所があるかどうかという、その人がマルかバツかだけだと、当然さっき宮澤委員さん言われたとおり無理だと思うんで、今回の選考がいわゆる農業委員会の目的に対して正当だったかどうかということを開ける場所があるかないかだと思うんですけども、それはどうなんですか。マルかバツかだけじゃなく、選考自体開ける場所っていうのは、ないんですかね。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今も何人かの委員さんからでたんですが、唯一の行政機関の公選制が入っていた農業委員会なんだよね。それを大きな流れで、公選制をやめちゃった。そこ、私も批判したんだけど、そこに問題点があったけど多数決で通っちゃった。国会で通ったからね。皆さんの先生やほとんど賛成したんだけど。そういう点では問題点があるっていうのは、今話ただけでも分かるわね。ただ今そうなっちゃったから、どうするかって話するんだけど、3名オーバーみたいな話があったけど、ホームページ見れば名前はわかるんさ。名前はわかるし、どこが推薦しているかっていうのわかるんだけど、この議案が出てくると、一般的には今までのやり方だと外れた人の話なんかしないわね。例えば指定管理者とかなんかで言っても、応募したのもその名誉に関わるから、名前出さないって今まで言ってきたんだから。それは出さないと思う。同じようなやり方で言えば。ただ我々にとって、議会で通せばいいってだけじゃないもんだから、例えばこういう基準でしました。それに合わせると、本当ならもっと細かいこというと、Aさんはこの項目では何点、この項目では何点、足して何点で選びましたってわかれば一番いいんだけど、そこまで出さんとしてもどういう項目、公表する基準は何かというのは少なくとも出してもらわんと具合悪いんじゃないか。そうでないと、削られた人たちが何で削られたかって判断できないわけだよ。そう思うんですけど、皆さんから議運の委員長でも議長でもそういうふうに事前に申し入れしといていただきたいと思うんですが、いかがですか。そればっかでなければ、皆さんからも声聞かせてください。

○委員長（高田保則） この議案というか、任命同意の提案については、17名の名前ももちろん発表なるわけですけども、応募の人数だとか、選考過程っていうのは提案の中に若干含まれるのかどうか、その辺はどうなんでしょうね。そういう選考過程が、こういう結果でこうだということでもたその後処理も今3名ですか、オーバーは。その辺、その人たちとどういう同意かっていうことも含めて、ある程度詳しい提案があれば皆さんの疑問されるところがある程度解決してくんじゃないかと思うんです。その辺はどうなんですかね。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） ある程度、その提案説明の中に含まれているかと思えますし、それについては議運のほうから話がでたということで依頼をすればいいかというふうに思います。ただ順番をつけるもの、任命同意については、その人、それぞれの人が農業委員会委員としてふさわしいかどうかというようなものだと思いますので、順番づけをするとかそういうものでもないし、地区割りというものとかもあるかとも思いますので、その辺がわかるような提案説明でですね、お願いしたらいいのではないかと思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 確認するみたいであれなんですけど、出てきてみてからの話でなくてさ、選考過程とか選考項目というのが、事前にわかるような提案の仕方してもらいたい。

〔「基準をね」と言う者あり〕

○渡辺委員（渡辺幹衛） 基準わからないと名前だけで、推薦団体で、地区が分かったってそれだけの話なんだよね。そう思いません。思ったら、私はそう思うんですけども、皆さんがそれでそうだってことになったら事前に申し入れしといていただきたい。

○委員長（高田保則） わかりました。今の20名の候補の中のどうやって選考したかの選考基準ですね、ある程度明らかになっているものについては、資料請求ということで議運の委員長名または議長名で当局の方へ要請したいというふうに思います。

事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 告示日に間に合わなくても、なるべく早く提出してもらおうようにちょっと話したほうがいいかと思えますのでよろしくをお願いします。

○委員長（高田保則） わかりました。最終日までには、ある程度書類が整うような形で要請をしたいと思います。
渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 委員長最終日までとは言うけど、なるべく早い方が、委員会なる前ぐらいにお願いしたいと思います。質問なんですけど追加議案なしっていったけど、実際皆さんに関係する人事院勧告もあるんでしょ。その模様はどうなんですか。話だけしといて、それは国が決まらんと県が決まらんとというならそれはそれで説明しておきながら出る見込みですよと、それとも皆さんの給与改定なんて一切しないんだって出さない予定か、そのところどうですか。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 給与改定になりますが、国の国会が終わるのが12月9日、それと新潟県の給与の条例改正の見込みがまだ執行部のほうでは立ってないということから、12月定例会での提案はないようなことを聞いております。

○委員長（高田保則） 農業委員会の任命同意について先にお諮りいたします。

最終日の提案、即決とし、一括上程、市長の提案説明、質疑の後、議案ごとに簡易採決をしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認めます。農業委員会委員の任命同意の議案の扱いは一括上程、提案説明、質疑の後、議案ごとに簡易採決ということで決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認め、このように取り扱うことにいたします。次に、③議事日程全体についてこのように決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 御異議なしと認め、③議事日程についてはこのように決定されました。次に⑤請願・陳情受付状況と⑥要請の受付状況について説明願います。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 本日現在、⑤請願と陳情、⑥要請ともにありません。

○委員長（高田保則） 請願、陳情、要請の関係については、ないとのこと。これらについて何かございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 次に、今後、本会議3日前までに請願等が提出されるものがあつた場合は、その付託先など取り扱いを初日の全協にて議長より報告するというにさせていただきたいと思います。これについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

2) 全員協議会報告事項について

○委員長（高田保則） 次に、2) 全員協議会報告事項について説明願います。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） ①議会側全員協議会を11月30日本会議開始前に開催します。本日の議運の協議結果、各種事務連絡について報告するものです。開始時間は、これから協議いただく特別委員会設置に関する報告や質疑等にかかる時間により、変わると思われますので後ほど決定していただきたいと思います。

②執行部側全協については、11月30日本会議終了後、妙高高原支所の移転計画について報告があります。

以上です。

○委員長（高田保則） ただいま説明がありましたか、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） なければそのようにお願いします。

3) 議長からの諮問（議会改革に関する特別委員会）に対する協議について

○委員長（高田保則） 次に3)議長からの諮問（議会改革に関する特別委員会）に対する協議についてであります。

すでに皆さんに配布のとおり、11月13日付で議長から議会運営委員会委員長に議会改革に関する特別委員会のあり方について諮問がありました。議会運営委員会ではこの諮問を協議することに当たり、まず議長から諮問についての説明をしていただきたいと思います。

議長。

○議長（植木 茂） 諮問についての説明をさせていただきます。当市に限らず全国的に少子高齢化に伴う社会構造の変化や国・地方を通じての財政の厳しい悪化など地方を取り巻く情勢は大きく変化しております。こうした厳しい社会情勢と地方分権に対応した地方議会の在り方が今求められている中、時代に対応した議会改革が求められています。当議会においても、市民のための議会の在り方を求めて議論を重ね、開かれた議会を目指し議決機能、政策提言機能、監視機能の充実に向けた様々な議会改革の取り組みを実施してきたところでありますが、3年前の平成27年より議会基本条例が施行され、更なる改革課題の抽出が行われ、議会だよりや広報広聴活動の充実などを図ってきているところでありますが、議会改革には終着点はございません。更なる議会改革の活性化を図り、議会に対する市民の負託に応えるよう今まで以上の議会改革が必要と考えます。

そこで議会運営委員会における小委員会的役割として詳細に議会改革を検討していただくために、特別委員会を設置し、現在の議会活動における議会基本条例や議会運営マニュアル等に規定されている制度が適切に運用されているかの検証や、一般質問等の在り方について検討いただくための特別委員会の設置を諮問するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（高田保則） ただいま議長から説明がありました。設置の必要性も含め御意見をいただきたいと思ひます。

○小嶋委員（小嶋正彰） 議会改革に関する特別委員会の設置でございますけれども、平成27年3月ですか、議会基本条例が議決され、制定されて2年半ぐらい経ってのわけですけども、市民の皆さんから見ますとですね、基本条例が出来て何が変わったのというところが、今問われているんじゃないかなというふうに思ひます。

先日、姫路で全国議長会主催のフォーラムがありました。私も出席させていただきましたけども、全国で56%の市町村が議会基本条例を作ったという報告がございました。しかし、中には作ることに満足してですね、なかなかそれ以上に進んでないというところもあるというふうな報告がなされました。そういったことも含めて、最先端といわなくても、ほかでやってるいいところは取り入れてですね、議会改革を進めていく必要があるんじゃないかなと。それをどう進めるかは、各市町村によってみんな違うわけですけども、そこは十分審議をして、合意の得られる方向でやるべきでないかというふうに思ひます。

私は特に、議会2元代表制というふうにいわれています。国は議員内閣制ですから一緒なんですけれども、市町村の場合については、地方自治体については首長と議会という2つの機関があるわけですので、それがいい意味での緊張関係を持ちながら、市民の負託に応えるということになるろうかと思ひますので、当市の議会基本条例にもありますように、政策提言ができるような議会の仕組みと言ひますか、ルールと言ひますか、そういったものを是非

作っていかねばいけないんじゃないかなと思います。特別委員会を是非作っていただいて、そのルール、方法について御審議いただければありがたいなというふうに思います。以上です。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○委員（堀川義徳） 私も13日付のファクスいただいて、設置理由を読ませていただいた限りではですね、特別委員会はいらないと、この設置理由に関して言えばですね、設置理由はないと、設置しなくていいと思います。というのも今回の基本条例の見直しというのが主な目的であればですね、当然今の基本条例自体に、私よく見直したんですが、23条にですね「検証と見直し」ということで、どこでするのかということですね、しっかり謳ってあります。それは議運です。議運でですね、この基本条例がうまく回ってるかどうかということを見直すということでありまして、そこで議運でですね、本当に回ってるかどうかということを見直した後ですね、全協にかけて議会改革ですので、全員一致の意見のもとにですね、議会改革を進めるということになっておりますので、少なくともそのルールを無視するんだというようなことがあればですね、何らかの形でつくらなければいけないと思いますが、現在のルールからいけば、そういった形でしっかりとですね、検証見直しをする方法も明記されているルールがあるうえであれば、この設置理由ということであればですね、必要ないと思ひますし、本当に1年に1回議会改革といひますか、この基本条例の見直しが必要であればですね、昨年度やったようにですね、この場でいろんなこれに対してどうだということ全員で見直しかけて、全協で諮って進めていくということでありまして、そもそも特別委員会ですので、期間を決めて目的を決めるということ、先ほど議長言われたとおり、議会改革には期間がありませんので、非常に特別委員会設置というような趣旨と言ひますか、特別委員会の本質の形からはですね、今回の議会改革というような大きなテーマはですね向いてないと思ひます。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 私も大筋では堀川委員が言ったような気持ちなんですけど、基本条例で議会改革について見直す場所は議運だつて決まったんですね。そうすると、決め方には議運に決めたつてのに対しては、私は問題はあると思つてたんですけど、皆さんで議運でやるまいかということに決まったんです。そうするとその基本条例に沿って、どう見直していくかということのをまずすべきであつて、ここで例えば小委員会的なたたき台を、ということになりますと今までの基本条例では議運でも全協でもそうですけど、全会一致なんですけど、小委員会ですとたたき台になると多数決で決まるわけですね。そんな格好になってくると、もうそこで少数の意見があつたつてことは全会一致じゃないつてことは、その次の全協開く必要もなくなつちゃう。基本条例に基づけばね。そのような恰好で矛盾も出てくるんで、私はあえてそこで作らなくても、今のシステムの中でどうするかつての方が先じゃないかと、それが1つです。

もう1つについて、若干余計なことかもしれませんが、議運のメンバーの中で委員長に高田議員が委員長に立候補されたとき、先回は副委員長さんだったんですけども、副委員長の佐藤さんが委員長。その格好をひっくり返しただけ。それで、先回、道半ばとおっしゃるのなら小委員会つくと私、今までの感じからすれば、委員長抜かして小委員会つくる。そうすると副委員長が小委員会の、特別委員会というのか、委員長になる。そんな格好ですと、高田さんが自分で情熱を込めて話していた出番がないんじゃないかと私心配しているんですけど、そこら辺で、そういう点からすると今の制度の中でどういふふうに詰めていくかつていふのが先決ではないかと思ひます。

○委員長（高田保則） 今、渡辺委員の発言もありましたけども、私の発言する場がないんじゃないかということなんですけども。議長から諮問がありました時に、私も基本的には議会基本条例は議会運営委員会の中で検証するということになっておりますが、議会基本条例、それから妙高市議会会議規則、マニュアル、全部とは言ひませんが、整合性がないところがいくつかあるわけですね。みなさん多分ご存知かどうかわかりませんが、会議規則をずつ

と読んでいただければ、基本条例がどういう矛盾点があるかってことがわかりますし、会議規則の中でやればマニュアルがどうかってこともありますし、そういうものの検証をするということが私は議会力だとか、議員力を上げる一つ的手段ではないかというふうに思います。もう一つはですね、ある議会の基本条例の中でも私が常に言っている質問と質疑の違いというのが、ほとんど私どもの議会では区別されていないというのが、私は感じています。そういうものも含めて、この議会改革の特別委員会の中で検証していくと。もちろん賛成、反対というのがありますでしょうけども、ただ問題点を洗い出していかないと、なかなか議会運営委員会で基本条例だけやればいいやという話しでは、なかなか総体的な議会改革にならないというふうに、私は思っているんですね。ですから特別委員会やるやらない、私の意見がどうのこうのというよりも、そういうことで意思統一していけば議会力、議員力が上がると私は信じています。というのは、今なんで国会でも2回生の問題とか、何回生の問題と出ていますけども、やっぱりそれが議員として何をやるべきか、何をすべきか。また最近地方議会の不要論随分出ていますね。それはなんでそんな話しが出るかと言うのを私らは真剣に取り組んでいかなければならない。私は思うんです。それについては基本条例だけでなく、いろいろな規則も条例も見直しして、その他に議員とは何ぞやということの本質的なことも議会改革の中で討議、検証していただきたいというふうに思う訳です。そんなところでございます。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 今、委員長おっしゃったことが基本条例に全部書いてあるわけですから。そして基本条例と齟齬があるんなら、それを直すのがここの役割なんですよ。そういう点では、本当に基本の「き」で言えば基本条例が最高規範だと言っているんですから、それに合わないマニュアルや食い違いがあるんなら、それはそこでこそ審議すべきだと思います。そして、しかもその審議は議運で閉鎖的にやるのではなくて、全協と行ったり来たりのカッチボールをしながら改革していくというのが基本条例のときの精神だと思っているんですけどいかがですか。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 私も今のところ、皆で作った基本条例が最高規範ですので、そこで見直しするというのは基本条例だけの見直しではなくて、基本条例と例えばマニュアル、これマニュアルで基本条例を見直しましょうと言ったらだめだと思えますよ、当然、最高規範が基本条例なんで。基本条例で議会改革のいろんなところを直していきましょうということであれば、今の基本条例の直す、議運の場で例えばマニュアルとか会議規則の不整合のところを直していけば問題ないでしょうし、あと委員長が話しをした個人の議員力といいますか、それに関しては議長が月1回の勉強会というような形で、今日もこのあとやるんですけど、そういったところで、いわゆる私、議会改革というのは議会改革をみんなでやろうやろうという形の議会改革でなくて、例えば市民との意見交換会をもっと中身を濃くしたり、いろいろ広報広聴の我々の発信する力を強くして、それを強くして行って結果的に議会が変わって改革をしたということになるんで、あまり議会改革をしましょう、議会改革をしましょうというより、例えば特別委員会だったら例えば少子化の特別委員会を作って、これも議会改革の一つだし、中山間地の高齢化の特別委員会、これをやることによって議会変わったねと。だからそういうのが特別委員会だと思うんで、今言ったマニュアルを直すために整合とるために既に基本条例の中で、この最高規範の議運の中で直していきましょうということがあれば、とりあえず私は用は足りるし、それでもだめだということになれば基本条例自体を直すもの基本条例なわけですよ。だからやっぱりこの場なわけですよ、何をやるにしても。というふうに私は思います。

○委員長（高田保則） 他に意見ございますか。岩崎委員。

○岩崎委員（岩崎芳昭） 私も特別委員会、最初議員になったときに少子化とか、高齢化とか中山間地の過疎化、そういう問題がやはり取り上げられた中で、進めていくべき委員会の一つかなと思っておりました。ただそれは実現しなかったんですけども、議会改革は、やはり基本条例をベースにしながらやっていくのが一番やっぱし、それで研修い

ろんな形もですね、資質を向上するのも非常に大事なことなんですけども、それはまた別のサイドで特別委員会まで開かなくてもいいのかなというような中で、議会改革の特別委員会というのは、私は今の基本条例をきっちり励行し、またまずいところあれば見直ししていくのが私はいいと、そのように思っています。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） ついでですからもう一つ触れておきたいと思います。今、皆さんから少子化とか高齢化とか特別委員会の話しも出ましたので、ついでに触れさせてください。今までの議会ですと、それぞれの交通対策だとか、いろいろな水資源とか特別委員会を作ったことがあるんですよ。だけでも定数減らすときの論議でもあったんですけど、委員会重視でやるという話しも出ていましたので、そうだとすると委員会の力が削られるような格好での、委員会活動の幅が狭まるような格好での特別委員会は、私は作るべきではないんじゃないかと思っています。もっと、委員会の中身を濃くする努力を我々自身、議長も3委員長さんもおられますから、そこでどうすべきかというのを真剣に考えていただきたい、そう思います。

○委員長（高田保則） 佐藤副委員長。

○佐藤副委員長（佐藤栄一） 今いろいろ議論出ておりますが、私はどちらかと言えば議会改革に関するものは議運でというふうに既にかかれておりますので、この中でしっかりやればいいことだと思います。併せて12月から3月議会の間に各議員の皆さんにどういった点を見直すべきかという提案をいただいているわけです。それを繰り返し議運に持ってきて、それからまた全協にフィードバックしながら3月でまとめると、そういうパターンをこの2年間やってきているわけですから、そのパターンは私は非常にいい形ですし、これは全員参加になっていますので、そんな中で大事な問題があればもう一度議運でその1点だけを集中的にやるという形は、私はいいと思うんで、これに関する特別委員会は必要ないのではないかなと思っています。併せてちょっと余計なことかも知れませんが、植木議長が所信表明を述べられたとき、特別委員会の設置については述べられていなかったとっております。いろんな改革を、いろんなことをやりたいという想いがあったと思うんですが、その辺のことについてまたしっかり取り組んでいただければ、私は議会の中でも良くなっていくのではないかなと思っています。

○委員長（高田保則） いろいろ御意見いただきましたけども、この諮問の議会改革特別委員会ということで、諮問されておりますが議運の検討結果も報告しなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。設置する、しない。単純に決を採るか。渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） 決を採るとまた問題が出てくると思うんですよ。そこら辺では、玉虫色というわけではないけども、今の審議の状況、発言の状況を加味していただいて議会基本条例に定めたやり方で、少なくとも当分の間はそれでやることによって、この諮問はあったけどそれについては設置するという結論には至らなかったとしてもらえば助かるような気がしますけど。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 今の意見聞いていて、やはり確かに議会基本条例、それに対する議運での揉むところ、これ決まっていることですからそれは重要だと思います。しかしながら、私自身のこれ考えなんですけども、議会基本条例、これ議会だけの基本の条例だけが多いと思うんですよ。やはりその中には、我々は市民から選択されて負託を得てこの場にいるんだから、市民のための議会改革というか、やはり条例を作るべきだと思う。その辺を含めた今後の発展性のあるものを今後やっていかなければいけない。そのための議長としてもやはり特別委員会というこの一歩としてこれを提案されたんだと思います。だから今、佐藤副委員長は、それは議長選のときにそれを話しをしたから、どうのこうのと。そんなことじゃないと思うんですよ。それから何カ月か経ってれば、次の発展性があるんだと思うんですよ。そういうこと言う自体、私はこの議会がおかしくなっている。やっぱり市民のため

の議会であればいけない。その辺を含めた今後の発展ということで、今渡辺委員がおっしゃられたような形で、今後もし必要となれば特別委員会も設置すべきだと思うし、その辺の提案はどんどんして、それをまた議運で採むというのは、私はいいんじゃないかなと思います。それがやはり議員のための議会じゃないんだと思います。あくまでも市民のための議会なので、あくまでも市民に対するやっぱり条例を作っていくことが市民のためになっていくんだということを我々は念頭においたものを、今後、議長そして議運の委員長、また副委員長と一緒に今後やっていただきたいと私は個人的に思います。以上です。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 冒頭、諮問の理由と、今、宮澤委員の理由もこの基本条例の前文ということで、市民がいわゆる妙高市民が幸福になるために議員がこういったことをすればというようなことで、2年かけて二十何回かけてまとめた議会基本条例ということで、しかもこれは継続的に見直ししていきましょと。継続的に見直ししていく場はこの議運ですと、いう形でもう一回ですね、私は全員でこれをよく読んで、何のためにこれを作ったのかと、これをやれば市民が幸せになる。もし足りないものがあれば足せばいいですし、今の議会に無いものがあれば、余計なものがあれば削ればいいですし、少なくともその時つくったルール上では、それを削ったり足したりするのはこの議運で諮って、全協で全員に賛同を求めるというルールが決まっているわけなので、ぜひもう一回、今日はライチョウですけど、来月でも再来月でもいいですけどこの基本条例をもう一回、よく読んで何のために作ったか、原点に戻ればいろんな今言われる意見が、きっと私は見えてくると思います。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 今、堀川委員も話しをしたとおり確かにこのルールはルール。ようは憲法といえ憲法ですよ。これに対しては作って27回もやられているんですよ。みんな頭の中にある程度は入っている部分はあると思います。しかしながら、私はそればかりをやっているのではなくて、もうここから一歩進んだ要するに市民に対する条例というものを我々も議員として作るべきだと思うし、私はそういうものに対して興味があると思う。そういうことをやることによって今後の予算に対する担保だってできると思うし、その辺を含めた勉強と言うものをしていくというんだったらいいと思います。いつも同じくこれだけをフィードバックしてそれで勉強して、勉強してということだけだったら、私は何のための議会なんだろうか、議員なんだろうかというふうに私は思います。だからこそ、今度これに対してもう一回勉強するのならするんでいいと思いますけど、次の発展、一歩進んだものに対してやるということが今の議員に課せられた責務だと思いますし、我々議員がそれをやらなかったら次の選挙だって危ないですよ。そういうことをやっていくことが、我々の負託された責任じゃないですか。その辺を含めたことを私はやっていただきたいと思います。

○委員長（高田保則） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） 私も議員になって、本日議論されている点についてはいろいろと先進事例も含めていろいろと勉強させていただいているところです。私自身も、今宮澤委員が言われたように基本的な部分というのは当然あって然りですが、やはりそれぞれの地域や、またそれぞれの時代や、それぞれの時というのは変化していくわけでありまして、それにあった形ですと、いろんな形の市民の意見を取り入れて議論をしていく、そしてそのことが市民との対話の原点になっていくということについて、私はそういった流れというのは大事なんじゃないかというふうに思います。本日、今皆さんも議論されている中で、変える変えないじゃなくて、やはり変えていかなくちゃいけないものは、それはどこかで議論しなくてはいけないというふうに私も思いますので、是非とも視点的にはそこで立ち止まるという形ではなくて、やはり前向きな形の中で市民にそういったことが通じるような議員の立場でありたいと私も思いますので、またそういう機会があれば大いにその中で議論、発言していきたいとします。

○委員長（高田保則） では、決を採るという、渡辺委員の提案でございますが、現状では委員会を設置するという結論には至らなかったと、なお議会改革については今後も議運の中で十分に討議をしていく、検討をしていくということの内容の答申にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 議運の結論とすれば、そういう方法もあるのかなとも思いますが、やはりもうちょっとオフィシャルじゃないという言い方、ざっくばらんにですね、この議会改革とは何ぞやという部分ですね。今堀川委員がおっしゃられた、その形としての議会基本条例というのは、私ども新人議員もレクチャーを受けましたけども、その内容、スピリッツの部分ですね、なぜこれをやらなかったらいけないのか、そして何が問題で、何をどういうふうに議論してきたのかという部分については、未だに聞いていないというか私が聞かないのが悪いんですけども、そこら辺のところを理解しながら物事を進めていかなければいけないのではないかと私は思います。それともう一つは議会内部の改革もありますけども、報告会・意見交換会をやってきましたけども、やはりそちらの方もあのやり方でいいんだろうか、私もテーマ別だとか地区別だとか団体ごとに細かく、というような提案もさせていただきましたけども、それをどう実現していくか、この部分についてもトータルで話しを進めていかないといけないんじゃないかなと思います。ただ、議長の諮問というのは非常に重たい部分でもありますし、形としてどうなるかは別として、いろんな形でいろんな場面でこの議会に市民の皆さんから、やっているなど、満足度の高い議会活動をやっていく一人一人に課せられた使命でありますけども、そこはどうかしたらいいのかというのはいろんな場面を作っていただければありがたいなと、議会運営委員会だけではなくて、例えば会派代表の皆さんだとか、いろんな場面で作っていただければありがたいなと、申し添えます。

○委員長（高田保則） 宮澤委員。

○宮澤委員（宮澤一照） 私も今小嶋委員がおっしゃられたとおり、やはり会派というものもせつかくあるんだから、そういう会議もやってみた方がいいんじゃないかなと思います。そして議運にかけたり、そういう形も必要だと思いますし、ぜひ今おっしゃられたことは、私は大いに賛成です。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 植木議長が立候補されるときに、代表者会議の設営ですとか、あと定期的な勉強会という形の中で、本当にこう議会改革をやっているといういろいろ案を出してきてもらっているの、ぜひそういうことを一つ一つやって、最終的には議会改革になるという形だと思うんで、そうすれば代表者会議ということになれば、今の総括質疑と一般質問の、というようなことも会派にちゃんと戻って代表者質疑にするんならそういった形にですね質を上げていくと、というような形ですね、本当にいろんな形の議会改革という結果的にいろんなことをやって積み重ねた結果が議会改革であって、議会改革をやろう、じゃあ何したらいいんだ中は、というんでは本当に仏さんを作って魂を入れないのと一緒で、ただせつかく我々手間暇かけて議会基本条例というのをやって、これをやれば議会としてある程度のことはいいんじゃないか、議員として、議会としてということが謳われているんで、最低でもやはり、最低なんですこれは。基本条例なんです、基本なんです。最低これをクリアして基本条例のことは、ほとんど妙高市議会が完璧だねと、だったらもう一つですね、さらにバージョンアップした市民のためになるやつを入れていこうというような形の基本条例だと思いますので、いろんな可能性、しかも今我々ここでいろいろ議運でやっていますが、これやっぱり最終的には全協で、いろんな形の人がいろんな意見あると思うので、やっぱり全協で出た意見は確実に、全協で出た意見は全協でやって、また全協で出た意見を議運で揉むというような基本的な流れでやっていけばいい議会になるんじゃないかなと思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○渡辺委員（渡辺幹衛） その他でもいいんですけど、議長がせっかくここに出したのに手土産もなしに先送りだなんて話しもしたくないんですけど、ただね、皆さんから今も出たけどほとんどの皆さんが、一人会派も認めるということになりましたから、会派になっているんですよ。そういう点で言えば、今このままでいくと会派代表者会議というのは3月まで開かれないんですよ。ただ今この議運でそれは試行的にもやってみようという結論を出しておけば、この12月議会が終わる頃でも、1月の年が明けてからでも開けると思うんですよ。そういう少しでも前進する格好も作らなくちゃいけないんじゃないかと、そんな感じもしているんですがいかがでしょうか。

○委員長（高田保則） 堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 私も、せっかくおそらく議会改革というか、もっと良くしたいという気持ちは、おそらくここにいる議員全員そう思っているでしょうし、それが例えば今の会派の代表者会議で少しでも前進するのであれば、別に時期は、可能な限りであればいつでもいいですし、それもまた議長選で植木議長が言っているわけなんで、恐らく誰もそれに対して後ろ向きな人はいないと思うんで、その方向性だけでも今日答えが出れば、私はいいと思います。

○委員長（高田保則） 阿部委員。

○阿部委員（阿部幸夫） ぜひとも私も、新たなここで会派という話し出てきましたけども、ぜひとも会派で違う流れを、違う風を入れてみるというのも、さっき渡辺さんが手ぶらだ、という話しもありましたけども、それも一つの流れかも知れませんが、ぜひとも私は前向きに捉えていただければいいと思います。

○委員長（高田保則） ちょっと、私が発言させていただきたいんですが、今会派という問題出ましたけども、実は私の思っているところは、今日、特別委員会が設置するという事になれば内容はどうだという実は提案をさせていただきたいと思っていたんです。その内容については、議長も会派代表者会議ということで所信表明の中でありましたので、私も会派代表者会議はやらなくてはいけななということで、この特別委員会のメンバーについては会派の代表者が集まって議会全体をどうだということで討議していただいた方がいいんじゃないかということで、実は構成員を会派代表者ということで、6会派ありますので6人の構成員でやったらどうかと、実は私の考え方はそうだったんですけども、今議会改革は議運でやれということで随分御意見出ましたので、それはそれとして、会派代表者会議は、私の私案としてはそういうものがあつたということで、ご理解いただきたいと思えます。

今後やはり、議運はあくまでもなんというか、あて職ということでもないんですが、真の議会、議員の対応ではないようなこともありますし、そうでないとは言いませんけども、やはり議会、会派を認めている以上は会派の意見もお聞きして議会運営をやるということも一つの方向だというふうに私はそう思っていたんですが、今日、議会改革は議運でやれという意見が大きいようでございますけども、そういうことで将来のやり方としては、そういう方向も一考あるんじゃないかと私は思っております。そうしませんと、なかなか議会運営委員会だけで決めてどうだといっても全協に諮っても、なかなか個人の意見は出ないということで、ただ真に会派でこの問題について討議しろということになれば、真の討議ができるような気もしますので、将来的にはそういう方向である程度会派の会議というのもやらんきゃいけないんじゃないかと私は思います。

○委員長（高田保則） 渡辺委員。

○委員（渡辺幹衛） 時間もせまっていますけど、今、諮問されたことは諮問されたことで結論出して、その他のことで手ぶらとか何かじゃなくて、訂正しますけど議会改革の諮問されているんだから、議会改革については、今、会派代表者会議というものをやってみるという方向だけは確認しておかないとやれないんですよ。そういう点はそのあとで諮ってもらいたい。

○委員長（高田保則） では、議長から諮問ありました議会改革の特別委員会というものを設置してもらいたいという

諮問でございましたけども、いろいろ今御意見いただいたように、まだ設置するという結論には至っていないというふうに判断をします。ただ議会改革は皆さんはやらなければいけないということは、これは今日集まった議員の皆さんの統一した御意見だというふうに思います。その中で今会派の問題もありますし、そういう方向で議会改革を進めていくということで答申をしたいと思いますが、内容については御一任いただきたいと思います。

そのような答申でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則）　そういうことで議長の諮問については、そういう答申でお願いしたいと思います。なお、今日議長、副議長同席されていますので、そういう答申であったということでご報告させていただきたいと思います。

〔「文書の方がいい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則）　後ほど文書で答申したいと思います。それについては、そういう方向で委員長としても考えておりますので、多分議長も会派代表者会議をやるという所信表明になっておりますけども、それが真の議員の意見であるような気がしますので、ぜひ……。堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳）　文書で最終的に答申するんですけど、我々にこれで答申していいですかと見せてからお願いします。

○委員長（高田保則）　今後、そういうことで代表者会議をやっていくと、特に議会改革についてはやっていきたいと考えていますので、その方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則）　ありがとうございます。代表者会議については、そのような方向で取り扱いをさせていただきます。

4) 議会運営委員会先進地調査について

○委員長（高田保則）　次に4)議会運営委員会先進地調査について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（岩澤正明）　資料9ページ、10ページになります。すでに皆さんに事前に連絡してありますので、おわかりかと思いますが、議運の予定となっております。この案でよろしければ、10ページにあります調査派遣承認を議長に出したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○委員長（高田保則）　調査について何か御意見ありますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則）　御異議なしと認めます。

5) 文書による欠席届の提出について

○委員長（高田保則）　次に、5)文書による欠席届の提出について。事務局長。

○事務局長（岩澤正明）　先ほどの議運の調査の行程につきましては、委員長のほうに一任だということでもよろしくお願いたします。

5)文書により欠席届の提出であります。本会議、委員会の欠席届については、規則、マニュアルで明確な届出手段まで規定されていないので皆さんの方からですね、聞いても、又聞きで伝えるというようなことであったり、欠席される議員さんからの連絡これだけでいいのかと、電話だけでいいのかというようなことがありました。

については、原則文書による欠席届ということで文書例を作成したのでこれによりお願いしたいと思います。

当日は、緊急の場合は除きますが、届け出ができる場合はこの文書でお願いしたいと思います。

○委員長（高田保則） ただいま説明に対して、何かございますか。堀川委員。

○堀川委員（堀川義徳） 確認なんですけど、これ本会議と委員会、これ例えば特別委員会とか、あと議運とかこういうのはいいんですかね。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 同じです。議運も本会議も同じであります。

○委員長（高田保則） よろしいでしょうか。そういうことで、御意見なければそのようにしたいと思います。

6) その他（ロッテアライリゾート現地視察について）

○委員長（高田保則） 6) その他、ロッテアライリゾート現地視察について説明願います。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 皆さんの控室のところに配布しておりますが、ロッテアライリゾートの視察を予定しております。11月28日、午後12時半に集合していただき、バスで現地に向かいます。1時間半の視察ということで、相手方としては内覧会、こちらとしては視察という形で行います。相手方が忙しいということで、市民の方と一緒にになるとか、そういうことがあります但よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（高田保則） ただいまの説明について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） なしと認めます。6)その他でございすが、何かございすが。事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 私のほうから一点報告します。議会の議案ですね、公開するというようなことで話を差し上げてたところなんです、市民の方にとっては、議案よりも議案の概要をですね、簡単にまとめたものを傍聴時、ホームページで提示したほうが、議会の審議がわかるのではないかとということで、執行部が用意しております記者会見資料を少し市民向けに修正したものを傍聴者、ホームページで公表したいと思っております。議員の方にも告示日に議案とともに、参考のために配付したいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長（高田保則） ただいまの説明に何かございすが。小嶋委員。

○委員（小嶋正彰） タイミング、いつ市民の皆さんの目に触れるようになるんでしょうか。

○委員長（高田保則） 事務局長。

○事務局長（岩澤正明） 原則、告示日にしたいと思っております。市民の方には、告示日にホームページで公開と傍聴にする人に配布するというところでお願ひします。

○委員長（高田保則） そのようにお願ひします。最後に30日の本会議前の全員協議会の開始時間ですが、定例会の運営や諸連絡のほか議長からの特別委員会の設置について、経緯、議運への諮問、答申の結果を踏まえて説明があります。このことを踏まえて、開始時間を9時15分か20分…。

〔「30分…」と言う者あり〕

○委員長（高田保則） 9時半でいいですか。9時半に開催するというにしたいと思ひすがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高田保則） 全員協議会は30日、9時半ということでお願ひしたいと思います。

○委員長（高田保則） 議事日程は以上でございますが、長時間ありがとうございました。このあと、研修会と言うことでやりたいと思いますがよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上を持ちまして、議会運営委員会を閉会いたします。どうも御苦勞様でした。

散会 午後3時51分